

広島県告示第六百八十一号

介護保険法（平成九年法律第二百二十三号）第八十四条第一項の規定によって、次のとおり
居宅介護支援に係る指定居宅介護支援事業者の指定を取り消す。

平成二十年八月十一日

広島県知事 藤 田 雄 山

指定居宅介護支援事業者	名 称	社会福祉法人広島良城会
居宅介護支援事業を行う事業所	主たる事務所の所在地	広島市安佐南区沼田町伴九〇〇番地
	名 称	友愛園居宅介護支援事業所
取消年月日	所 在 地	広島市安佐南区沼田町伴九〇〇番地
		平成二〇年九月一日